

【 資料 3 - 2 】

項目		新宿区臨時福祉給付金	新宿区子育て世帯臨時特例給付金
対象者		平成27年1月1日（福祉給付金の基準日）において、新宿区の住民基本台帳に記録されている者のうち、平成27年度住民税（均等割）が課税されていない者（住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族、生活保護の被保護者等を除く。）	平成27年5月31日（特例給付金の基準日）において、平成27年6月分の児童手当法に基づく児童手当（特例給付を除く）を受給する者
対象児童		—————	上記対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童
事業内容	事業目的	消費税率の引上げに際し、低所得者対策として臨時的に実施する。	消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施する。
	実施主体	新宿区	新宿区
	実施根拠	新宿区臨時福祉給付金給付事業実施要綱（資料4-1）	新宿区子育て世帯臨時特例給付金給付事業実施要綱（資料4-2）
	給付額	給付対象者1人につき、6,000円	対象児童1人につき、3,000円
	給付総額等	【給付総額】 501,000千円（全額国庫負担 10/10） 【区予算額】 638,073千円	【給付総額】 70,500千円（全額国庫負担 10/10） 【区予算額】 109,162千円
	対象者数	給付対象者 約83,500人	給付対象者 約13,000人 対象児童 約23,500人
	給付フロー	1 給付対象者に給付申請書を郵送する。 2 給付申請者は、給付申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、返信用封筒により郵送する。（郵送申請を原則とする。） 3 返送された給付申請書の内容を審査し、所定の金融機関に振り込む。（口座振込を原則とする。）	1 給付対象者に給付申請書を郵送する。 2 給付申請者は、給付申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、返信用封筒により郵送する。（郵送申請を原則とする。） 3 返送された給付申請書の内容を審査し、所定の金融機関に振り込む。（口座振込を原則とする。）
	周知方法等	広報、ホームページ、給付対象者への給付申請書の送付 ※ 広く、確実に、混乱なく、迅速に給付事業を行うため、コールセンターの開設等相談体制を整備する。 ※ 振り込み詐欺や個人情報の詐取を防止するため、区民に直接福祉給付金に関する電話はせず、区からの連絡はすべて文書で行う。	広報、ホームページ、給付対象者への給付申請書の送付 ※ 広く、確実に、混乱なく、迅速に給付事業を行うため、コールセンターの開設等相談体制を整備する。 ※ 振り込み詐欺や個人情報の詐取を防止するため、区民に直接特例給付金に関する電話はせず、区からの連絡はすべて文書で行う。
申請期間	8月下旬から2月下旬まで	9月下旬から2月下旬まで	

	給付期間 10月上旬から3月下旬まで	10月上旬から3月下旬まで
本人同意 事項	① 次に掲げる情報に関する給付要件の確認 住民税情報、生活保護受給情報、 中国残留邦人等に対する支援給付情報、 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費受給情報等 ② その他 (1) 福祉給付金の給付後に給付要件に該当しないことが判明した場 合の返還 (2) DV被害避難者に係る住民票の存する自治体との「対象者情報 (氏名、生年月日、住所)」、「福祉給付金の給付の有無」の確認	① 次に掲げる情報に関する給付要件の確認 児童手当情報 ② その他 (1) 特例給付金の給付後に給付要件に該当しないことが判明した場 合の返還